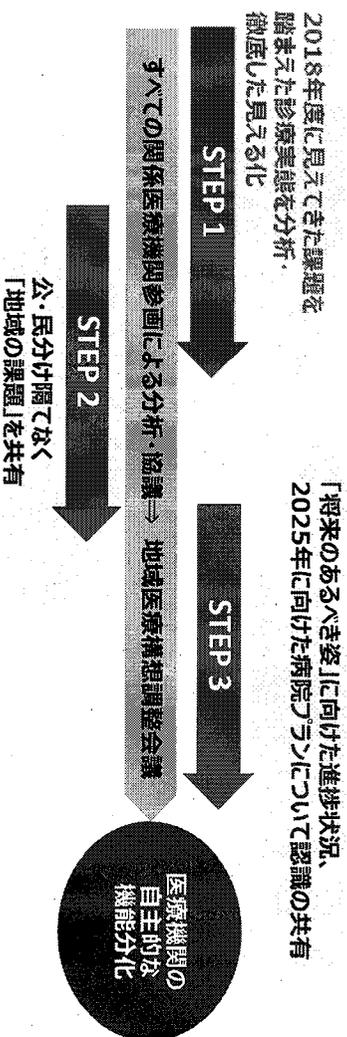


# 2019年度「地域医療構想・医療計画」の進め方(案)について

## 【概要】

- 1 引き続き、最新の医療実態データ（NDB、病床機能報告等）や病院プラン等の内容を共有しながら、医療機関の自主的な機能分化を支援する。



- 2 医療法の改正に基づき、第7次医療計画の別冊として、「外来の医療体制にかかる医療計画案」の作成作業を二次医療圏毎に進める。

平成30年度第2回	資料
都道府県医療政策研究会	1-2
平成30年8月31日	

## 「地域医療構想の進め方について」※のポイント

### 地域医療構想調整会議の協議事項

※ 平成30年2月7日付け医政地発0207第1号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知

#### 【個別の医療機関ごとの具体的対応方針の決定への対応】

- 都道府県は、地域医療構想調整会議において合意した具体的対応方針をとりまとめること。

具体的対応方針のとりまとめには、以下の内容を含むこと。

- ① 2025年を見据えた構想区域において担うべき医療機関としての役割
- ② 2025年に持つべき医療機能ごとの病床数

⇒平成30年度以降の地域医療介護総合確保基金の配分に当たっては、具体的対応方針のとりまとめの進捗状況を考慮する。

- 公立病院、公的医療機関等は、「新公立病院改革プラン」「公的医療機関等2025プラン」を策定し、平成29年度中に協議すること。  
⇒協議の際は、構想区域の医療需要や現状の病床稼働率、民間医療機関との役割分担などを踏まえ公立病院、公的病院でなければ担えない分野へ重点化されているかどうかについて確認すること。

- その他の医療機関のうち、担うべき役割を大きく変更する病院などは、今後の事業計画を策定し、速やかに協議すること。

- 上記以外の医療機関は、遅くとも平成30年度までに協議すること。

- 都道府県は、以下の医療機関に対し、地域医療構想調整会議へ出席し、必要な説明を行うよう求めること。  
・病床が全て稼働していない病床を有する医療機関 ・新たな病床を整備する予定の医療機関 ・開設者を変更する医療機関

### 地域医療構想調整会議での個別の医療機関の取組状況の共有

- 都道府県は、個別の医療機関ごと(病床ごとに)、以下の内容を提示すること。

- ① 医療機能や診療実績
- ② 地域医療介護総合確保基金を含む各種補助金等の活用状況
- ③ 公立病院・公的病院等について、病床稼働率、紹介・逆紹介率、救急対応状況、医師数、経営に関する情報など

### 地域医療構想調整会議の運営

- 都道府県は、構想区域の実情を踏まえながら、年間スケジュールを計画し、年4回は地域医療構想調整会議を実施すること。
- 医療機関同士の意見交換や個別相談などの場を組合せながら、より多くの医療機関の主体的な参画が得られるよう進めること。

医療法及び医師法の一部を改正する法律の概要

平成30年度第2回  
都道府県医療政策研究会  
平成30年8月31日 資料  
2

改正の趣旨

地域間の医師偏在の解消等を通じ、地域における医療提供体制を確保するため、都道府県の医療計画における医師の確保に関する事項の策定、臨床研修病院の指定権限及び研修医定員の決定権限の都道府県への移譲等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 医師少数地域等で勤務した医師を評価する制度の創設【医療法】  
医師少数地域等における一定期間の勤務経歴を通じた地域医療への知見を有する医師を厚生労働大臣が評価・認定する制度の創設や、当該認定を受けた医師を一定の病種の管理者として評価する仕組みの創設
2. 都道府県における医師確保対策の実施体制の強化【医療法】  
都道府県においてPDCAサイクルに基づき実効的な医師確保対策を進めるための「医師確保計画」の策定、都道府県と大学、医師会等が必ず連携することを目的とした「地域医療対策協議会」の機能強化、効果的な医師の配置調整等のための地域医療支援事務の見直し等
3. 医師養成過程を通じた医師確保対策の充実【医師法、医療法】  
医師確保計画との整合性の確保の観点から医師養成過程を次のとおり見直し、各過程における医師確保対策を充実  
・ 医学部：都道府県知事から大学に対する地域枠・地元出身入学枠の設定・拡充の要請権限の創設  
・ 臨床研修：臨床研修病院の指定、研修医の募集定員の設定権限の国から都道府県への移譲  
・ 専門研修：国から日本専門医機構等に対し、必要な研修機会を確保する権限の創設  
都道府県の意見を聴いた上で、国から日本専門医機構等に対し、地域医療の観点から必要な措置の実施を意見する仕組みの創設等
4. 地域の外来医療機能の偏在・不足等への対応【医療法】  
二次医療圏を基本とする区域ごとに外来医療関係者による協議の場を設け、夜間救急体制の連携構築など地域における外来医療機関間の機能分化・連携の方針と併せて協議・公表する仕組みの創設
5. その他【医療法等】  
・ 地域医療構想の達成を図るための、医療機関の開設や増床に係る都道府県知事の権限の追加  
・ 健康保険法等について所要の規定の整備等

施行期日

2019年4月1日。(ただし、2のうち地域医療対策協議会及び地域医療支援事務に係る事項、3のうち専門研修に係る事項並びに5の事項は公布日、1の事項及び3のうち臨床研修に係る事項は2020年4月1日から施行。)

平成30年度第2回  
都道府県医療政策研究会  
平成30年8月31日 資料  
2

4. 地域の外来医療機能の偏在・不足等への対応について

基本的な考え方

○ 外来医療については、無床診療所の開設状況が都市部に偏っており、また、夜間救急連携等の医療機関間の連携の取組が、個々の医療機関の自主的な取組に委ねられている等の状況を踏まえ、



外来医療に関する協議の場を設ける



法律の内容（いずれも医療法改正）

＜外来医療提供体制の確保＞  
① 医療計画に、新たに外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項を記載することとする。(2019年4月1日施行)

＜外来医療提供体制の協議の場＞  
② 都道府県知事は、二次医療圏ごとに外来医療の提供体制に関する事項（地域の外来医療機能の状況や、救急医療体制構築、クリニック診療の推進、医療設備・機器等の共同利用等の方針）について協議する場を設け、協議を行い、その結果を取りまとめて公表するものとする。(2019年4月1日施行)